

記載例

【注意】「無線局事項書及び工事設計書」に変更する無線局の内容を記載し、本書に添付して提出願います。なお、1通の本書に複数枚の「無線局事項書及び工事設計書」を添付する事ができます。

無線局変更等申請書・届出書
免許状訂正申請書
無線局免許承継届出書
無線局記載事項等変更届出書

提出する日又は
投函する日を記入

令和〇年〇月〇日

変更項目に該当する箇所にチェック（下記参照、複数チェック可）

【注意】アナログ機→デジタル機（設備更新）、デジタル機→デジタル機（設備更新）、デュアル機→デジタル機（アナログ周波数の削除又は設備更新）の場合は、無線設備の変更とともに識別信号の変更が必要となるので、①及び③には必ずチェック！

東海総合通信局長 殿

電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

電波法第9条第2項又は第3項の規定により、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

以下の変更を行う場合

・周波数、電波の型式、空中線電力、識別信号の変更を伴う無線設備の変更を行う場合

・移動範囲、通信の相手方を変更したい場合

① 電波法第17条第1項の規定により、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

無線設備を変更するが、周波数、電波の型式、空中線電力、識別信号には変更がない場合

② 電波法第17条第2項の規定により、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

③ 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

周波数、電波の型式、空中線電力、識別信号を変更する場合

電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

住所、社名、団体の代表者などを変更する場合

④ 電波法第21条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

常置場所を変更する場合

⑤ 電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

社名変更、住所変更、団体の代表者変更の場合は、変更後の内容を記入

【法人】登記上の本社（本店）住所・法人名、代表者の役職及び氏名を記入

工場や支社・支店等での届出は不可

【団体】団体の事務所の住所、団体名、代表者の役職及び氏名を記入

事務所の住所での登録に不便がある場合は、代表者の住所も可

【個人】自宅の住所、氏名を記入

1 申請（届出）者

住所	都道府県 市区町村コード [] 〒 (461-0011) 愛知県名古屋市中区白壁 1-15-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ トウカイツツカブシカイシャ ダイヒョウトリシマリヤク トウカイ タロウ 東海総通株式会社 代表取締役 東海 太郎

市町村コードは記入不要

代理人

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
----	-----------------------------

代理人による申請を行う場合は、本欄を記入し、**委任状を添付すること。**

【アナログ周波数を使用している場合】
社名変更に伴い、呼出名称を変更する際は、**変更後の呼出名称**を記入
※呼出名称は社名の略称などを用いる必要があることから、同時に変更が必要となる場合が多いです

変更する局(台)数を記入
※複数局同時に申請できますが、所有する免許状ごとに「無線局事項書及び工事設計書」を作成して添付すること

2 対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	簡易無線局、6局
② 識別信号	とうかい1~5、とうかい6 100××××××~100○○○○○○○ 100△△△△△△
③ 免許の番号	海K第1~5号、 海K第10号
④ 備考	例1：無線設備の更新及び識別信号の変更 例2：デュアル機からアナログ周波数を削除するための変更

アナログ機は「ひらがな」+「数字」の「呼出名称」、デジタル機は「1」から始まる9ケタの数字の「呼出符号」となります

②③は所有する免許状を参考にし、その記載の内容を記入

変更内容を記入

3 申請の内容に関する連絡先

申請担当者の日中、連絡可能な連絡先を記入

所属、氏名	フリガナ ムセンツウシンブ リクジョウカ デンパ ジロウ 無線通信部 陸上課 電波 次郎
電話番号	052-971-9623 (携帯 090-1111-1111)
電子メールアドレス	jirou-denpa@soumu.go.jp

※法人の社名変更及び住所変更の場合は、新しい住所の証明書類として、登記簿謄本(履歴事項さ全部証明書)の写しを同封願います。

※変更後の免許状の受け取りを郵送で希望する場合は、以下の返信用封筒を同封して下さい。

【免許状を折り曲げても良い場合】

長3封筒などに返信先の住所を記載し、110円切手(免許状が複数枚の場合はその重量に見合った切手)を貼って下さい。

【免許状を折り曲げない場合】

角2封筒(A4用紙が入るサイズ)等に返信先の住所を記載し、140円切手(免許状が複数枚の場合はその重量に見合った切手)を貼って下さい。

<書類の送付先>

〒461-8795

名古屋市東区白壁1-15-1 東海総合通信局 陸上課 企業担当

【本件に関するお問い合わせ先】

〒461-8795

愛知県名古屋市東区白壁1-15-1

東海総合通信局 無線通信部 陸上課

電話番号：052-971-9623

(平日 8:30~12:00 13:00~17:15)